

[平成15年第 4回 9月定例会-09月26日-04号]

◆14番（松坂知恒議員） おはようございます。市民・民主フォーラムの松坂知恒でございます。一般質問を行いますので、どうぞ、御清聴よろしく願いいたします。

都市の魅力づくりについてお聞きします。

我が広島市は、人類初の被爆都市として世界じゅうの人々に知られております。しかしながら、他都市に比べ観光拠点や人を引きつける魅力に乏しいと思われれます。私も44年間広島で暮らしておりますが、住みよい町であるけれども、京都や神戸などの観光都市に比べ物足りなさを感じております。広島市が作成されたビジターズ・インダストリー戦略を一読したところ、この物足りなさについての的確な分析がなされ、課題の克服に具体的な提言がなされております。

その提言の中に、都心整備の必要性がうたわれており、都心づくりを総合的に進める部局を新設すると掲げられております。これを受けて、秋葉市長は、市長選挙当選時の記者会見で、都心活性化局を設けると明言されました。ビジターズ・インダストリー戦略に基づく都心の活性化こそ魅力づくりにとって急務と考えます。

そこでお尋ねします。

都心活性化局について、その設置の目的は何でしょうか。また、その具体的な業務内容は何でしょうか。どういった成果を目指すのでしょうか、お答えください。

次に、ビジターズ・インダストリー戦略についてお聞きします。

広島市は、平成11年3月に広島市観光振興アクションプランを策定しておられます。さまざまな提言がなされておりますが、このアクションプランの総括はされたのでしょうか。また、アクションプランとビジターズ・インダストリー戦略とはどう関連するのでしょうか、お答えください。

また、ビジターズ倍増に向けた行動計画検討委員会が立ち上がりましたが、ビジターズ・インダストリー戦略における行動計画について、どのような内容になるのでしょうか。また、具体的に実行することが重要と考えますが、いかがでしょうか。また、倍増計画というからには基礎となる数字が必要です。年間、広島市を訪れるビジネス客と観光客はそれぞれ何人いるのでしょうか、お答えください。

また、6月議会で提案された予算は数百万円です。余りの低額予算では実効が伴わないのではないのでしょうか。特に情報発信のための費用は、相当な額が必要なのではないのでしょうか、お答えください。

公共事業見直し委員会については、都心活性化局構想やビジターズ・インダストリー戦略とは逆方向を向いた委員会との批判の声を聞きます。しかし、一方でこの見直し委員会が不必要な公共工事を整理することにより、一貫性のない都市づくりから脱却して新たな広島の魅力づくりに一役買うのではないかと考えられます。見直し委員会と都心活性化

局、そしてビジターズ・インダストリー戦略との間の整合性についてお答えください。

続いて、文化団体への助成についてお聞きします。

広島交響楽団は、この10月、サンクトペテルブルグ建都300周年記念祭実行委員会から招聘され、ロシアにてコンサートを行います。広島市民の支援により、広響が世界に知られたオーケストラとなりつつあることは喜びにたえません。都市の魅力アップのためにも、広島市は広響のさらなる技量向上を求めて支援を継続し、世界の広響としてアピールすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

新しい拠点づくりについてお聞きします。

貨物ヤード跡地の新球場とショッピングモールの複合施設は、外国資本による380億円の投資事業であり、高い話題性を持つ施設です。高い集客性を持つ観光拠点となると考えますが、その経済波及効果はどの程度に算定されるのでしょうか、お答えください。

次に、広島市の財政についてお聞きします。

広島市は、7月31日、中期財政収支見通しを公表されました。これによると、公共事業に充てる投資的経費を本年度ベース1026億円で確保した場合、一般財源本年度分507億円が、2007年度まで平均、年260億円不足すると試算されています。早ければ、2005年度には破産ともいうべき財政再建団体への転落が予想されています。市職員全体に危機意識を持たせようとする財政局の意図がうかがわれます。しかしながら、本年6月議会や9月議会のやりとりを聞いておきますと、財政局も含めて、市当局にその危機意識は本当にあるのか疑問です。本来の使い道が決定している手持ちの歳計現金から205億円をアストラムラインの債務返済に融資しましたが、アストラムの状況によっては返済されない可能性もあります。破産しそうな広島市が、実質破産したアストラムに貸し付けるのです。市民にとって危険な融資と言わねばなりません。

また、西風新都外環状線の道路新設工事に1億円の工事追加契約をし専決処分したことには唖然としました。公共事業見直し委員会において、10億円を超す大プロジェクトすべてについて、中止も含めた見直しを行うとしておきながら、1億円もの追加工事を軽易な事項として専決処分するという、整合性のない、統一性のない施策は、とても同一自治体の施策とは思えません。また、区役所の外部委託契約についても、財政局契約部が1件ずつ厳しい指標に基づいて契約せよと通知を出しておきながら、財政課の予算査定が緩やかであったため、8.7%も割高の積算のもと契約に至っております。契約に当たったの通知と予算査定とに大きな乖離があり、同じ財政局から厳しい通知と甘い査定が出されるという、同一の局とは思えないちぐはぐさがうかがわれます。

そこでお尋ねします。

まず、中期財政収支見通しについて作成し、公表した意図は何でしょうか。

次に、現在作成中の新しい財政健全化計画についてお聞きします。

- 1、職員にどのように正しく認識させるのでしょうか。
- 2、契約部の通知も守られない状況で、財政健全化が果たして達成されるのでしょうか。

3, 公共事業見直し委員会の中間報告をどのように計画に盛り込んでいくのでしょうか。

また, 外郭団体の組織, 業務の見直しについて, どこまで切り込めるのか, 実効性のある削減が果たして可能なのか, お答えください。また, 監査委員や外部監査人の指摘や意見を速やかに実行することが経費節減の近道ではないかと考えます。どのように扱われるのかお答えください。また, 財政局は1億もの工事契約額の変更を許すべきではなかったと思います。安易な専決処分は放漫財政へ直結するのではないかと憂慮しますが, 財政局は全く懸念がないのでしょうか, お答えください。

次に, 広島市の行政機構についてお聞きします。

先ほども述べましたが, 平成14年4月, 区役所において, 契約部の通知が守られず, 割高の契約が結ばれておりました。通知については, 各区の区長, 市民部長, 区政振興課長はこれを知っていたにもかかわらず, これを無視し, 割高の契約を容認していたと考えられます。厳しく守られるべき法律, 条例, 規則, 通知が守られなければ, 広島市の組織を維持していくことは困難ではと危惧し, 一層の綱紀粛正を求めるものであります。

そこで質問します。

区役所において, 14年4月の契約部の通知が守られず, 割高の契約を結んだことについて, 1, 契約部の通知はそのとおり守られなくても許される通知なのでしょうか。

2, 区長, 市民部長, 区政振興課長は, 割高の契約を適当と認めているが, 契約部の通知が守られないことを許したのでしょうか。

3, 割高の契約を結んだことにより, 市民に損害を与えているわけでありませんが, これは処分の対象にはならないのでしょうか。

4, 再発防止のため, 区役所において, 今後, 適正な事務処理がなされるとの初日の市民局長の答弁であります。区長が適正な監視をしていないのに, だれがチェックして守らせるのでしょうか。

5, 財政局の方針に一貫性がないことに問題があるのではないのでしょうか。契約部の通知を守らなくとも, 予算内の契約だから許されると区役所は反論しています。そもそも予算の査定が甘過ぎるのではないのでしょうか。

次に, 処分についてお聞きします。

通知が守られず, 容易に無視されてしまう原因は, 何をしても許され処分されないとの甘えが職員の間蔓延しているからだと思われれます。

そこでお聞きします。

1, 平成14年1月, 処分内容の公表に踏み切りましたが, その後の処分件数は増加したのでしょうか, 減少したのでしょうか。

2, 不祥事の内容については, 処分内容の公表後, どのような傾向になりましたか。内容に変化は見られるのでしょうか。

3, 処分を受けた者への研修はどのようにされているのでしょうか。研修の効果は上がったのでしょうか。

4, 処分を受けた者の実名を公表しなければ, 事件の続発は抑止できないと考えますが, いかがでしょうか。

以上の4点は, 市長部局と教育委員会とでそれぞれお答えをお願いいたします。

次に, 人事評価制度についてお聞きします。

1, 市長部局では, 上司と部下の人間関係構築のため, 新しい人事評価制度を課長補佐級以上の職員まで実施しておりますが, これを早急に全職員にまで実施し, 自己評価をさせ, 上司と面談させるべきと考えるが, いかがでしょうか。

2, 教育委員会において, 教員の新しい人事管理システムができたと聞いております。現在の取り組み状況についてお答えください。

次に, 段原西部土地区画整理事業についてお聞きします。

段原西部土地区画整理事業は, 昭和46年の都市計画決定以来, 30坪以下の小宅地対策については, 段原住民の熱心な運動の結果, 無減歩または減歩緩和とし, 市の小宅地対策用地の買い上げ価格, 平均坪53万円程度で清算するとの政策決定のもと, 小宅地権利者にも同様の説明を昭和57年から平成10年にかけて行い, それなりの理解を得て順調に推移してまいりました。

ところが, 平成10年10月の換地計画の縦覧において, 突如, 小宅地の清算金は平均坪100万円と発表され, 小宅地権利者から抗議の声が上がり, これに対し, 市も坪53万円程度で清算するとの説明を行っていたことを認め, ようやく小宅地権利者への負担軽減策を決定し, 住民への理解を求めていると聞いております。

広島市がみずからの非を認め, 解決策を提示したことは評価しますが, 換地計画の縦覧から5年が経過しようとしている今, もっと早く解決策を提示できなかったのかと思います。

そこでお聞きします。

1, このたび提示された小宅地権利者への負担軽減策とはどのような内容でしょうか, 説明会で住民に説明された内容をお答えください。

2, 軽減策の住民への説明は, どこまで進んでいるのでしょうか。また, 住民の合意はどこまで得られているのでしょうか。

3, 西部の小宅地対策に伴う事務は, 今後, どのように進むのでしょうか, スケジュールをお答えください。

次に, 段原西部の一般宅地についてお聞きします。

小宅地権利者と同様に, 30坪以上の一般宅地権利者に対しても, 広島市の事業説明がずさんであったため, 平成10年10月に換地計画の縦覧が行われた際, 小宅地住民と同様に一般宅地の権利者からも抗議の声が上がり, 多くの意見書が提出されました。意見書の内容は, 平均15%の減歩を受けることによって事業に協力してほしいとの説明を受け, やむなしと同意したところ, 27.18%も減歩され, さらに224万円もの清算金を払えと言われていたというものや, 一般宅地の清算金も坪50万円と清算すると言われ, あなたの徴収清算

金は 220 万円ですと説明されたが、縦覧の際には清算金は 476 万円になっていたというものの、清算金は発生しないとされたのに、縦覧の際には 133 万円の徴収となっていたというずさんな説明に起因するものがほとんどです。

現在、意見書は審議会で審議されていますが、広島市の回答は、平成 8 年、土地評価基準が改正され、新たに徴収清算金が発生することとなっていたにもかかわらず、平成 10 年の縦覧まで 2 年間、一般宅地権利者への説明を怠っていたと過失を認めています。審議会の審議を通じて、広島市の説明がずさんで、説明した内容と縦覧された換地計画とが全く違うことが明らかになりました。審議会の委員からは、小宅地住民の話は、225 万円でよいと言われた清算金が 450 万円になったという話だが、一般宅地の話は、ゼロ円ですと言われた清算金が 224 万円になったという話であると、広島市のでたらめを指摘され、一般宅地の意見書の多くは圧倒的賛成多数で採択され、審議会から換地計画の変更が求められています。

そこでお尋ねします。

審議会は、一般宅地の地権者から提出された意見書の多くを採択しております。区画整理法第 88 条 6 項によると、意見書の取り扱いについては、市長は審議会の意見を聴いて決定するとありますが、市長はこの審議会の意見を尊重すべきと考えます。どのように扱って事業を進めるのかお答えください。

次に、段原東部区画整理についてお尋ねします。

都市計画決定以来 30 年が経過し、住宅は老朽化が進むものの、建てかえや修繕はままならず、さまざまな労苦を関係住民に強いております。計画はここ数年間停止しておりましたが、平成 15 年になって仮換地が発表され、住民への説明もされていると聞いております。

そこでお聞きします。

- 1、事業の進捗状況はどうでしょうか。
- 2、事業終了までの今後のスケジュールはどうなっているのでしょうか。
- 3、段原中学校の移転はいつ完了するのでしょうか。急ぐべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

次に、大椿林道の残土遺棄についてお聞きします。

建設残土の埋立業者が、森林の伐採届を広島市に提出し、市がこれを受理したため、大椿林道沿いの狩留家側から A、B、C、D の 4 カ所に多量の建設残土が遺棄され続けています。秋葉市長も、先日の答弁で、規制の網をかいくぐるずさんな工事だと述べられました。ここは土砂災害危険箇所でもあり、残土が遺棄されるよりも以前に大規模な土砂崩れが発生し、ふもとの民家へ押し寄せました。こういう危険地域への残土の遺棄を許した広島市の責任は重大であると言わざるを得ません。

そこでお尋ねします。

伐採届について、1、現在、県が中止命令を出している B 地区について、平成 13 年 10 月の広島市への申請の際、平成 13 年 8 月の申請と隣接する箇所であること、10 月と 8 月

に申請された箇所は隣合った箇所でありまして、今は一体となって残土が捨ててありますが、隣接する箇所であることに経済局はなぜ気づかなかったのでしょうか。この13年10月の申請時に広島市は現地をチェックし、業者に1ヘクタール以上であることを指摘し、県への開発申請をなぜ指導しなかったのでしょうか。

2、現在でこそ業者に申し入れを行っておりますが、約2年間にわたりずさんな工事を見過ごし、許してきた市の責任はないのでしょうか。

3、このB地区は、届け出面積は1ヘクタール以下でありましたが、実測した面積は1.19ヘクタールでした。実際の面積は1ヘクタールを超えていても、届け出面積が1ヘクタール以下であると申請すれば、これからも広島市は伐採を許すのでしょうか。

4、土砂が流出して、事業面積が1ヘクタール以上になっていけば、中止命令を出すことができるのではないかと考えますが、広島市は広島県と協議したのでしょうか。

住民や業者との協議についてお聞きします。

1、広島市は、9月2日と18日の二度にわたって、業者へ文書による申し入れを行っております。これに対する業者の回答はどのようになっているのかお答えください。また、業者が黙殺した場合、広島市はどうされるのかお答えください。

2、埋立業者の工事はかなりずさんであり、たび重なる指導にも応じていないのですが、今後この業者に適切な工事をさせる方策はあるのでしょうか。

3、住民と業者が工事の安全性を協議し、今後の対策を決定する場を広島市が設定すべきと考えますが、設定されているのでしょうか。また、今後、設定する方針なのか、お答えください。

産業廃棄物の投棄についてお聞きします。

1、現地を視察したところ、古タイヤ、瓦れき、コンクリート塊、アスファルト塊などの産廃が遺棄されています。法律違反ではないのでしょうか。

2、現在、業者は産廃を放置していますが、広島市ではこれを許すのでしょうか。

3、現在も産廃の投棄が懸念されていますが、広島市は現地を監視しているのでしょうか。

防災対策についてお聞きします。

1、防災上、危険地域に多量の残土が投棄され、災害の危険性が増すことを広島市はどう考えているのでしょうか。

2、災害が発生し、損害が生じた場合の責任は、業者はもちろんですが、伐採届を受理した広島市に責任はないのでしょうか。

3、防災対策に早急に取り組み、人的被害を未然に防止する方策を立てるべきと考えますが、立ててあるのでしょうか。

残土埋め立てについてお聞きします。

出島沖の海面埋め立ては、東京残土など他都市の残土を埋めています。県内で発生した残土を優先して海面埋め立てに使用するよう、広島市は広島県と協議すべきと考えますが、

いかがでしょうか、お答えください。

次に、救急医療についてお聞きします。

ことし7月9日の中国新聞は衝撃的な事件について報道しております。救急行政への信頼を根幹から揺るがすものと危惧しております。

事件の概要を述べますと、平成13年12月23日未明、52歳の男性が自宅にて胸痛発作、胸が痛いというそういう胸痛発作を起こし、すぐ救急車の出動を要請し、2時15分現場に到着しました。男性は、それまでに二度救急車で広島市民病院に搬送され、緊急入院していたことから、かかりつけの市民病院の救命救急センターへ救急隊員が電話でホットラインに通報しましたが、呼び出し音が鳴るのみでだれも電話には出ず、つながりませんでした。やむなく救急車は県立広島病院に向かいましたが、その途中で、2時25分呼吸停止となりました。2時27分、県病院はベッドが満床のため収容を断りましたが、2時29分救急隊は県病院の救急外来に乗りつけ、隊長の命令により救急救命士の隊員が病状説明、収容依頼のため車をおり、病院の当直医と直接交渉するも満床のため拒否されたとのことです。市民病院、県病院、消防局のいずれも対応に問題がありますが、発生してはならない事件が発生したと認識します。

そこでお尋ねします。

1、市民病院の救命救急センターは、救急隊の通報になぜ応答しなかったのでしょうか。

2、電話のコンセントが抜けていたとのことであります。抜けないコンセントに改良すべきところ怠っていたと思います。抜けても構わないという病院の認識なのでしょうか。

3、この患者は、市民病院に二度入院歴のあるかかりつけの患者さんでした。かかりつけでも緊急時に受診させてもらえないのでは、ふだんから安心して市民病院にかかることはできません。それでよいと広島市民病院は考えておられるようですが、それでよいのでしょうか。

4、平成12年の9月議会で、広島市民病院事務局長は、救急隊と救命救急センターとの間のホットラインは命の綱であり、部外には電話番号は教えられないと答弁されました。しかし、13年12月には、命の綱であるホットラインはつながりませんでした。12年9月以来13年12月まで、議会での答弁を受けて、市民病院の内部でホットラインについて協議をされたのでしょうか。また、市民病院と消防局は協議し、ホットラインの番号の確認などをされたのでしょうか、お答えください。

5、13年12月のような出来事が発生しないため、現在とられている方策は何でしょうか。消防局と病院とでそれぞれお答えください。

6、この患者が、呼吸停止になった際、救急救命士が病状説明と受け入れ依頼に県病院の救急外来を訪れています。救急蘇生に高い技術を持つ救急救命士は、患者のもとを離れず、もう一人の隊員と救急蘇生に当たり、隊長が病院へ赴くべきではなかったのでしょうか。適切な心臓マッサージと気道確保や人工呼吸がなされていれば、この男性は植物状態とはならなかったのではないかと思います。隊長の判断が誤っていたと思いますが、消防

局の見解をお答えください。

7,呼吸停止という状態にもかかわらず,県病院は収容を拒否したとのことでありませう。それでは,この救急救命士は,県病院の当直医師に一体何を伝え,何を話したのでしょうか,お答えください。

次に,医療機関と消防機関との定例会議についてお聞きします。

各病院と救急隊との意思疎通を円滑にするため,消防局がこの会議を呼びかけられ,実現したことは,その努力を多としたいと思います。

そこでお聞きします。

1, どういう顔ぶれが何を協議しているのでしょうか。

2, 会議で示された問題点は何でしょうか。

3, 示された問題点についての解決策はどのように立てられたのでしょうか。

4, 年2回程度の協議では実効性ある解決策は立てられないと思いますが,単なる顔合わせと意見を述べっぱなしで終わるのではないかと思います,お答えください。

救急隊員の救急蘇生にかかわる技術についてお聞きします。

きちんと気道が確保され,酸素が肺に送り込まれ,適切な心臓マッサージを続けておれば,かなり長い時間でも脳やその他の臓器は障害を受けないわけですが,このような救急蘇生に全隊員が高い技術を備えていることが望まれます。

そこでお尋ねします。

1, マスクによる気道確保,人工呼吸の技術はどういったトレーニングで習得するのでしょうか。

2, 日常業務中においてはどのようにトレーニングするのでしょうか,その方法についてお聞かせください。

3, 各隊員が気道確保ができることを,だれが,どのように検証しているのでしょうか,お答えください。

以上で一般質問を終わります。

どうも,御清聴ありがとうございました。(拍手)

○浅尾宰正 議長

市長。

[秋葉忠利市長登壇]

◎秋葉忠利 市長

松坂議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に,財政の健全化と職員の危機意識についての御質問がございました。

社会の成熟化が進み,市民の価値観が多様化する中で,複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには,効率的な財政運営を推進し,財政の健全化を実現することが不可欠です。本市では,本年度までを計画期間とする現在の財政健全化計画を基本とした財政運営に努めることにより,実質収支の均衡や市債残高の増加の抑制を図ってきました。

しかしながら,長引く景気の低迷や少子・高齢化の急速な進展といった社会経済情勢を

反映し、市税収入は平成 10 年度、1998 年度以降、6 年連続で減少する一方で、扶助費を初めとした経常的経費が増加するとともに、財源不足を補うための基金も底をつくなど本市の財政は依然として厳しい状況にあります。さらに、今後についても、本年 7 月に公表した中期財政収支見通しに示されているとおり、仮に現状のままの財政運営を行った場合、早ければ平成 17 年度、2005 年度にもいわゆる財政再建団体に転落することが見込まれています。

このような財政危機を克服し、将来にわたり安定した財政運営が行えるよう、本年度、財源不足の解消と新たな市民ニーズに的確に対応し得る弾力性のある財政体質の確立を目指して次期財政健全化計画を策定し、抜本的な財政改革に取り組みます。

しかしながら、このような取り組みを真に実効あるものにするためには、職員一人一人が、現在の危機的な財政状況を十分認識する必要があります。その上で、全体の奉仕者として、最少の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本に立ち戻るとともに、例えば、現在検討していただいている公共事業見直し委員会の提言を踏まえた公共事業の見直しなど、新たな発想のもと事務事業の見直しにみずから率先して取り組んでいくことが何よりも重要です。

こうした観点から、次期財政健全化計画の策定とあわせて、徹底した職員の意識改革を行い、将来世代への負担を残さない財政運営を実現します。

私自身も、行財政改革推進本部長として先頭に立ち、幹部会議や区長会議などあらゆる機会をとらえて職員の意識改革を行い、全庁を挙げて行財政万般にわたる改革を果敢に推し進めていきたいと考えております。

次に、ビジターズ・インダストリー戦略について御質問がございましたが、その基本的な考え方について答弁させていただきます。

ビジターズ・インダストリー戦略、以下 V I 戦略と言いますが、この V I 戦略についての基本的な考え方ですが、私は、広島を国の内外から多くの人が訪れ、楽しみ、交流する夢と活気に満ちた都市にしたいと考えております。そのための方針、方策をまとめたものが V I 戦略であり、この中で、ビジターズ倍増という基本目標とともに四つの基本方針を掲げております。

その一つ目は、「「来訪者」の視点に立って、戦略的に都市機能を充実させる」ということです。これは、広島に住みなれた我々だけの視点ではなく、来訪者の視点も入れてまちづくりを進めていこうというもので、こうした取り組みを進めることにより、住んでよく、訪ねてよい、快適な都市にしていきたいと考えています。

二つ目は、「広範な市民が担う「観光・交流」を促進する」ということです。V I 戦略を推進するためには、行政や観光産業だけでなく、来訪者を迎える市民一人一人の役割が重要です。来訪者を温かく迎える気持ちを市民の間により深く定着させることや、地域の資源を生かした魅力づくりなど市民レベルでの広範な取り組みを広げていきたいと考えております。

三つ目は、「経済波及効果を促進し、既存産業の「交流産業」化をはかる」ことです。例を挙げれば、広島には、自動車、カキなど全国に誇れる産業や特産品が多くあり、これらを来訪者と結びつける、つまり交流産業化することで、来訪者には広島ならではの魅力を提供し、それら産業の振興にもつないでいきたいと考えています。

四つ目は、行政と市民・企業との対話や共働関係の構築など「担い手の意識改革を進め、組織の刷新をはかる」ことを掲げています。

また、V I 戦略では、こうした基本方針のもとに、具体的な事業の提案として、シンボル・プロジェクト「ひろしま八区覧会・八区物館」や37のアクション・プログラムを掲げています。これらの事業については、今年度、ビジターズ倍増に向けた行動計画検討委員会を設け、その意見を参考としながら、具体的な行動計画を策定することにしていきます。

パリ、ローマなど世界の大都市は、来訪者にとって非常に魅力のある都市です。同時に、これらの都市は、そこで暮らす市民にとっての日常が、市民以外の人の目には非日常で魅力的だと映る都市でもあります。例えば、パリのカフェはパリ市民にとって日常生活の一部ですが、それが魅力的な観光資源の一つとなって、世界から多くの人を引きつけています。広島も、今後V I 戦略を進めていくことで、そのような都市を目指したいと考えています。

その他の御質問につきましては、担当局長から御答弁申し上げます。

○浅尾宰正 議長 企画総務局長。

◎三宅吉彦 企画総務局長 まず、広島市の行政機構についてという項目から始めますが、初めに、契約部の通知が守られなかった区役所の職員の、まあこれは処分の対象になるのではないかという御質問がございました。

懲戒処分は、任命権者が職員の非行等に対して道義的責任を問い、反省や更正を促して、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として行うものでございます。また、職員が市に損害を与えた場合、法律上その損害を賠償させることもできますが、これは、職員に故意または重大な過失があった場合に限られるものでございます。職員が日常の事務処理上のミスを犯した場合には、まず第一に職場における注意指導、人事上の措置、組織での事務改善などにより職場規律の確保と再発防止に努めてきておりまして、懲戒処分や損害賠償をもって臨むような事例は少ないものと考えております。

このたびの監査指摘の件については、こうした制度の趣旨も踏まえ、事実を分析したいと考えております。

その次に、処分一般についての御質問がございました。

本市職員による不祥事の防止に向けて、さまざまな取り組みを重ねてきたにもかかわらず、依然、後を絶たないことはまことに申しわけなく思っております。市長事務部局における懲戒処分の件数は、平成13年度において4件、14年度において2件、15年度においては現在までで1件です。事件の内容についてですが、平成13年度においては交通事故の報告義務違反、無届欠勤、同僚職員名義での新聞等の購読申し込み、一般企業向け福利厚

生事業の不正な利用、平成14年度においては無免許運転が2件、平成15年度においては万引きが1件であります。処分された職員のみを対象とした職員研修は行っておりませんが、処分の辞令書を本人に交付する際に、公務員としての自覚を喚起し、二度と不祥事を起こさないよう厳重に注意・指導を行っております。

また、事務処理のチェック体制を整えることにより再発防止を図ったり、所属長みずから当該職員に精神面でフォローを行うなどの取り組みを適宜実施しております。

さらに、処分のあった事例については、職員研修の場や服務監理委員会・同幹事会において報告するとともに、全庁・全職員に再発の防止を呼びかけ、公務員としての自覚を促しています。

職員による不祥事が発生する背景には、公務員としての自覚の欠如や、仕事・私生活上での問題、悩みなどがあり、また、事務執行の方法上の不備や職場環境などの要素もあると認識しています。このため、事務処理方法などの見直し、人事の停滞を排除するための定期的な人事異動、服務監理委員会及び同幹事会の開催、各階層別での公務員倫理研修の実施、これらに加えまして、職員意向調査、新しい人事評価制度の導入、メンタルヘルスに係る健康相談体制の整備など個々の職員へのきめ細かな対応を進め、不祥事の防止に努めていきます。

こうした不祥事の再発防止のためのさまざまな取り組みに加え、現在、懲戒処分事由と処分内容を類型化した職員向けの指針づくりを行っており、被処分者の実名公表については、これらの取り組みにあわせて慎重に検討してまいります。

次は、人事評価制度に関するお尋ねです。

本市では、平成13年度から、従来の勤務評定にかえて、部長級・課長級の管理職を対象に能力評価及び業績評価を柱とする新しい人事評価制度を導入し、平成14年度からは、その対象範囲を課長補佐級に拡大しています。

この新しい人事評価制度は、自己評価、目標管理、評価結果の職員への開示、上司による面談の実施といった手法を取り入れまして、評価の公平性、客観性、納得性を確保するとともに、職員一人一人の意欲や能力を一層高めることを目的としております。特に、上司による面談を実施することで、上司と部下の良好な人間関係の構築、何でも相談できる職場風土づくりにも役立つと考えています。

この評価制度は、段階的に係長級その他の職員にも導入していく予定であり、今後とも、より客観性があり、職員のやる気を引き出せるような人事評価制度の確立に向け努力していきたいと考えています。

次は、財政という項目です。まず、外郭団体の組織・業務の見直しに関する御質問がございました。

公益法人等については、社会経済情勢の変化に応じて、団体の設立目的や事業効果等の観点から常に見直しを行い、一層の活性化、効率化を図る必要がございます。

現在、取り組みを進めております第2次行財政改革においては、公益法人等の活性化と

経営の健全化を取り組み項目の一つに掲げ、職員数の削減や類似の事務事業を実施している団体の統廃合などを行っています。

職員数の削減については、第2次行財政改革の取り組み期間である平成12年度から平成15年度までの4年間で、本市からの派遣職員と団体採用職員を合わせて271人の削減を行い、団体の統廃合についても、平成12年度以降、3団体の削減を行いました。

このたびの地方自治法の改正により、公の施設の管理運営を民間の事業者が行うことが可能となったことなども踏まえ、公益法人等に委託している施設の管理運営や各種事務事業について、今後、抜本的な見直しを行いたいと考えております。また、各団体の側においても、みずからコスト意識を持って、業務のあり方そのものから見直しを行い、事業の再構築と執行体制のスリム化などに取り組む必要があると考えております。

今後とも、各団体の所管局と連携して、公益法人等の活性化、効率化に取り組むとともに、団体の統廃合についても、引き続き検討してまいります。

次は、都市の魅力づくりという項目です。まず最初に、都心活性化局についてのお尋ねがございました。

都心には、商業、業務、文化などさまざまな都市機能が集積しておりますことから、多くの人が集まり交流する都市の心臓部として、都市全体の発展を支え、リードする役割を担うことが期待されています。

本市が、中四国地方の中核都市としてさらに発展するためには、こうした都心の活性化を図ることが大変重要であると認識しています。このため、事務・事業のうち、例えば中心市街地商業等活性化、平和大通りリニューアルなど、これまで各局がそれぞれの意図を持って都心を対象に展開してきたものを、今度は、都心の活性化を図るという観点から意識的にまとめ直した上で、それを一体的かつ効率的に推進できる横断的な組織をつくり、より効果的な展開を図りたいと考えています。

新たな組織の業務内容については、都心の機能強化やにぎわいづくりに資する業務を中心とする方向で考えていますが、全庁的な組織、人員のあり方にかかわる事柄であるため、今後、関係部局とも調整を図りながら、具体的な所管業務を決定していきたいと考えております。

次に、ビジターズ・インダストリー戦略、V I戦略についての御質問ですが、まず、V I戦略と観光振興アクションプランとの関連という点の御質問がございました。

ビジターズ・インダストリー戦略は、以下V I戦略と言いますが、対象を観光客だけでなく、さまざまな目的で本市を訪れる来訪者に広げ、来訪者の視点に立った魅力的な施設や環境の整備、サービスの提供などとともに、それにかかわる多様な産業の振興を図ることにより、本市が今以上に人を引きつける力を持つことを目指しています。

その意味で、観光振興アクションプランを初めとする従来の観光振興策と比較して、より広範な施策分野にかかわる取り組みであるといえます。また、V I戦略と観光振興アクションプランを比較すると、観光振興アクションプランは、行政や観光産業の取り組みが

中心となっているのに対しまして、V I戦略は、市民やNPOを担い手とする取り組みを中心に提案したものになっています。こうした違いはありますが、今後、V I戦略を総合的な戦略としてうまく連携を図りながら、多くの人が訪れ、活気に満ちた広島になるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、ビジターズ倍増に向けた行動計画についてでございます。

ビジターズ倍増に向けた行動計画については、御指摘のとおり、これを市民などの実践活動につないでいくことが重要と考え、8月25日に設置した行動計画検討委員会においても、にぎわいづくりや観光ボランティアなどの実践活動を行っているNPOや市民団体の代表を多く委員に選任いたしました。今後、行動計画検討委員会の意見を参考としつつ、V I戦略に掲げられたシンボル・プロジェクト「ひろしま八区覧会・八区物館」と37のアクション・プログラムの具体化を中心に検討を進め、担い手も想定しながら、だれが、どこで、何をかなどの事業内容を整理するとともに、事業化までに時間を要するものは、今後の取り組み方針を整理し、年度末までに行動計画として取りまとめます。なお、この行動計画は、策定後も随時、事業の追加など内容の充実を図っていきたいと考えています。

次は、情報発信についての御質問でございますが、広島の魅力を生かすためには、国内外に伝え、来訪につないでいくためには、本市が情報発信するだけでなく、国内外のメディアに繰り返し取り上げてもらうことが大切であり、また、市民が広島を積極的に宣伝していくことも重要だと考えています。このため、V I戦略でも、旬の広島情報を国内外のメディアにタイミングよく発信することや、世界じゅうの航空会社の機内誌に広島の記事を掲載してもらう働きかけを積極的に行うことのほか、市民による「広島うりこみ隊」の結成などを提案しています。今後策定する「ビジターズ倍増に向けた行動計画」において、情報発信は重要な要素だと考えており、現在提案されている事業にとどまらず、その発想をさらに膨らませて数多くの事業を提案し、市民、NPOや企業を担い手とする幅広い実践活動につないでいきたいと考えています。

最後に、V I戦略などと公共事業見直し委員会との整合性はどうかとの御質問がございました。

公共事業の見直しは、危機的な財政状況から脱し、将来にわたり安定した財政運営を行うために必要であるとともに、未来の世代に美しい広島を残すためにも必要なものであると考えています。

美しい広島とは、何よりも平和な都市であり、経済や文化の活動も盛んで、創造的なエネルギーに満ちている都市でもあります。その魅力に引き寄せられ、世界から多くの人々が集まる都市でもあります。こうした魅力ある美しい都市であり続けるための第一歩として公共事業の見直しを行うものであり、都心活性化局構想やV I戦略の推進などその目指す方向は同じものであると考えております。

以上でございます。

○浅尾幸正 議長

財政局長。

◎南部盛一 財政局長 財政局所管分について、順次お答えいたします。

最初に、広島市の行政機構について、まず、14年4月契約部の通知に関してです。

契約部が、毎年1月に各局・各区の予算統括課長に送付している通知は、新年度に契約する委託業務の委託料の積算に当たり使用する労務単価や諸経費率などを定めたことを、各局・各区の予算統括課長を通じ関係各課に通知するためのものでありまして、あわせて、予算統括課長に指導を依頼するものでございます。したがって、当然に守られるべきものと考えております。

次に、施設の維持管理業務委託について、財政局の方針に一貫性がない。また、そもそも予算の査定が甘過ぎるんじゃないかという点についてです。

委託料の積算については、先日、森本議員にも御答弁いたしましたとおり、今後は、契約部から通知する基準が遵守されるよう、例えば、契約担当者や係長を対象にした説明会の実施などにより徹底を図ってまいります。議員御指摘の予算編成段階における取り組みについてですが、これまでも、予算要求に当たって予算要求基準、いわゆるシーリングを設定し、各局における経費の節減を促すとともに、財政局においても、実績額などを参考に、さらなる経費節減が図れないかといった視点で予算査定を行っております。今後は、今回の監査での指摘を踏まえ、予算編成段階において、契約部が通知する基準が適正に反映されているかどうかを十分にチェックするとともに、指導徹底を図っていきたいと考えております。

次に、財政について5点の質問にお答えします。

まず、中期財政収支見通しを作成し、公表した意図についてです。

本市の財政は、先ほど市長が答弁いたしましたように大変厳しい状況にあります。本市が将来にわたり、安定した財政運営を行うためには、新たな財政健全化計画を策定し、抜本的な財政改革に取り組むことが急務です。このような改革を進めるに当たっては、議会や市民の御理解と御協力が不可欠でございます。そのため、まずは、現在の厳しい財政状況について十分御理解をいただいた上で、広範な御議論をいただくことが重要と考えており、現在のままの財政運営を継続すると仮定した場合の本市の中期財政収支見通しについて、本年7月に作成、公表したものでございます。

次に、新しい財政健全化計画について、職員への周知徹底、それから、公共事業見直し委員会の中間報告をどのように盛り込んでいくのかについてでございます。

先ほど市長が答弁いたしましたように、財政の健全化を進めるためには、まずは、本市職員の意識改革が不可欠であり、本市の危機的な財政状況や来年2月に策定を予定しておる次期財政健全化計画の内容について、職員に対して周知徹底することは大変重要であると認識しております。本年7月に公表した中期財政収支見通しについては、財政局において、幹部会議や区長会議、予算事務統括課長への説明会、公益法人等への説明会を行い、また、各局においても、局内での説明会などの開催を通じて周知を図っておりますが、次期財政健全化計画についても同様に、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、次期財政健全化計画の策定に当たりましては、公共事業の見直し委員会の中間報告を十分に踏まえる必要があると考えておりますが、具体的にどのように反映させていくかについては、今後行われる中間報告を受けて検討していきたいと考えております。

次に、監査委員や外部監査人の指摘や意見を速やかに実行すべきという御指摘でございます。

監査委員や外部監査人の指摘や意見は大変重要であります。できる限り速やかに実行されなければならないものと考えております。このため、予算執行の依命通達において、各局に対し、監査等を通じて指摘を受け、今後、改善または検討を要する事項については、年度当初から計画的に検討を進め改善を図り、同じ指摘が繰り返されることのないよう指導しているところであります。今後は、引き続き、予算の執行段階での周知徹底を図るとともに、予算編成の段階においても、これらが反映されるよう指導してまいりたいと考えております。

最後までございますけれども、工事請負変更契約の締結の専決処分についてでございます。

工事請負契約の変更は、真に必要なものについて適正な額で行われるべきものと認識しております。御指摘の今回の工事請負契約の変更については、実際の開削工事に入ったところ、設計と異なり、岩盤がかたかったため、変更契約が必要となったものであり、財政局としては、変更内容及び予算などの確認を行った上で、やむを得ないものと判断をいたしましたものでございます。また、本件は、契約変更による増額が変更前の請負金額の10分の2を超えないために、「地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に関する条例」によりまして、市長が専決するものとされておることから、変更金額が確定した本年8月1日に市長の専決により変更契約を行ったものでございます。

今後とも、工事請負契約の変更に際しては、その必要性や変更内容などを厳しく吟味いたしまして、適正な執行となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 市民局長。

◎増田学 市民局長 広島市の行政機構についての御質問のうち、区役所の施設の維持管理業務について、市民局関係の2点の御質問にお答えをいたします。

まず、この維持管理業務の委託につきまして、区長、市民部長、振興課長は、割高な契約を適当と認めているが、契約部の通知が守られないことを許したのかという御質問でございます。

御指摘のとおり、中区役所を除く七つの区役所において、施設の維持管理業務の委託料の積算に当たり、財政局契約部が通知した労務単価や諸経费率等を使用せず、独自の積算をしておりました。これについて、各区役所に確認をしたところ、契約部からの通知は承知しておりましたが、その通知を一般的な基準と考え、予算の範囲内で積算をしていた。また、いずれも4月1日から直ちに実施する業務であり、通知どおりの積算を行い入札が不調となった場合、適正な施設の維持管理が困難となり、区役所業務に支障が生ずるので

はないかと危惧をしたことにより、指摘されたような事務処理を行ったとの回答がございました。しかしながら、本来、契約部からの通知に基づき委託料の積算を行うべきにもかかわらず、それが行われていなかったことは、不適切な事務処理であったと考えております。

次に、区役所において、今後、適正な事務処理を行うに当たり、だれがチェックして守らせるのかという御質問でございます。

このたびの監査委員からの指摘を踏まえ、委託料の積算に当たっては、既に財政局契約部から通知した、諸経费率等を使用している南区、安佐南区に加え、その他の区においても、平成16年度の施設の維持管理業務委託から、財政局契約部の通知に基づいて積算することとしております。こうした事務処理が確実に行われることについては、第一義的には、区役所において責任を持って対処すべきものと考えておりますが、市民局としても、予算要求時や3月の契約手続時等機会をとらえて周知を図ってまいります。

また、行政の公正で効率的な運営を確保するためのチェック機能として監査事務局がありますが、今回指摘を受けたような事例に対処していくためには、職員一人一人が、日ごろから問題意識を持って職務を遂行していくことが必要であると考えております。

こうしたことから、チェックシステムのあり方について、できるだけ早く区役所や関係局と協議して、適正な事務処理が行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、都市の魅力づくりについて、広島交響楽団の支援についての御質問がございました。お答えをいたします。

最近の広島交響楽団は、年間で130回程度の演奏会を開いておりますが、名実ともにプロのオーケストラとして、中央の音楽評論家からも高い評価を得るようになりました。今回のサンクトペテルブルグでの公演は、1991年のウィーン、プラハ、1997年のフランスのルーアール、ルーアンに次ぐ3回目の海外演奏会ではありますが、サンクトペテルブルグ市の建都300周年記念祭実行委員会に招かれたということは、広響が国際的に評価されるようになったことをあらわしております。今回のような海外公演等を通じて、広響の演奏にさらに磨きがかかり、広島のプロの交響楽団として、その知名度が国内外で高まることを期待しております。

このように広響が高い評価を受けるようになった要因としては、すぐれた指揮技法で緻密なアンサンブルをまとめ上げる首席指揮者の秋山和慶氏の存在、実力ある若手演奏家の加入、著明な指揮者やソリストとの共演などが上げられています。こうしたことで意欲的なプログラムも可能となり、昨年の日本初演のトゥビン作曲、交響曲第3番「英雄的」の演奏会には、東京や札幌からも訪れた人がいるなど多くのファンを獲得しております。

オーケストラの技量向上には経営基盤の安定が不可欠ですが、本市では、年間1億2000万円の運営費補助を初め、アステールプラザのオーケストラ等練習場の優先的な使用などの支援を行っております。

今後とも、ファン層の拡大を図り、広響の存在を一層アピールしていくため、本市とし

てどういう対応ができるか、広響とも十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 環境局長。

◎今田幹男 環境局長 大橋林道沿いには産業廃棄物も投棄されているがとの御質問にお答えいたします。

大橋林道沿線の残土処分場については、これまで関係課と連携し、休日、夜間、早朝を含む現地パトロールなどの監視活動を行っています。現場立ち入りの際には、搬入物の検査・確認、作業員及びダンプ運転手からの事情聴取、搬入ダンプの追跡などによる搬出元の確認などを実施してきました。その際、受け入れ物の一部に廃棄物の混入が認められた事実が数件ありましたので、その都度是正指導を行い、廃棄物を撤去させてまいりました。

議員御指摘の事案につきましては、搬入物の中に混じっていた廃棄物を撤去させるため、1カ所にまとめさせているものでございます。これまで、2回にわたる文書による是正指導を行うなど粘り強く指導した結果、先日、9月の19日でございますけれども、業者から撤去する旨の回答を得ております。なお、撤去しない場合には、廃棄物処理法に基づく改善命令などの処分を含め厳しい対応を検討します。

今後とも、関係課と連携の上、通常のパトロールを初め休日パトロールなどにより監視活動を行うとともに、不適正な処理があれば厳正に対処してまいります。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 経済局長。

◎米神健 経済局長 まず、都市の魅力づくりについての中で、広島市の観光振興アクションプランを総括したのかというお尋ねがございました。

広島市観光振興アクションプランは、本市の観光振興に関する行動計画として、平成11年3月に策定したものでございまして、短期及び中期の事業を中心に、長期的に取り組む事業も含めて取りまとめております。

お尋ねの観光振興アクションプランの総括につきましては、現在、企画総務局で進めていますビジターズ倍増に向けた行動計画の策定の動きとも連動し、今後、このプランの中期の期限であります平成15年度までの取り組みの成果をもとに、一定の評価をしたいと考えております。

次に、年間、広島市を訪れるビジネス客と観光客はそれぞれ何人かということでございますが、本市を訪れる来訪者数の統計につきましては、毎年発表しております入り込み観光客数があり、平成14年度の数値は925万9000人となっています。また、ビジネス客の調査は行っていないため、その数は把握しておりません。なお、ビジターズ・インダストリー戦略では、主要施設への入場者数やイベント来場者に、買い物や飲食その他の目的で移動した人などを加えた約3700万人を、平成13年度の広島市のビジターズ人口として推計をいたしております。

次に、大橋林道の残土に関して数点のお尋ねがございました。

まず、伐採届について、現在、県が中止命令を出しているB地区について、平成13年10月と8月の申請があり、そのときに、隣接することになぜ気がつかなかったのかといったお尋ねでございます。

当初、B地区の伐採届は、2カ所の埋立工事として平成13年8月及び同年10月に別々の会社から提出がありました。伐採届を受理するに当たりましては、面積の制限はございませんが、平成13年8月の伐採届は、伐採の目的が残土埋め立てであり、また、伐採面積が0.98ヘクタールと1ヘクタールに近く、林地開発の可能性があるため、許可権者である広島県と協議するよう届け出者に指示し、その伐採届そのものは受理をいたしました。その後、伐採届の写しを広島県へ送付するとともに、林地開発に該当するかどうか現場を監視するとともに、該当する場合には、森林法に基づいて業者を指導するよう要請をいたしました。また、同年10月の伐採届の面積は0.9ヘクタールですが、既に8月に提出されていた伐採届の隣接地であり、合計面積が1ヘクタールを超えるため、広島県と協議するよう届け出者に指示し、8月の伐採届の場合と同様に広島県へ伐採届の写しを送付し、現場の監視等を要請いたしました。

次に、現在でこそ申し入れを行っているけれども、2年間にわたってずさんな工事を見過ごしてきたのは広島市の責任ではないのかというお尋ねでございますが、B地区につきましては、伐採届が提出された時点で、林地開発に該当する可能性があるかと判断して、許可権者である広島県と協議するよう業者を指導するとともに、広島県へもその旨を伝え監視を要請しております。広島県では本市の要請に基づき、平成14年5月23日に工事現場を調査し、これら二つの残土埋め立ては一つの事業区域であり、1ヘクタールを超えると判断し、業者に開発許可を受けるよう文書で指導いたしました。なお、業者がこれに従わないために、平成14年12月3日に中止命令を出しております。

続いて、B地区は、届け出面積は1ヘクタール以下であったが、実測をした面積は1.19ヘクタールであった。実際の面積が1ヘクタールを超えていても、届け出面積が1ヘクタール以下と申請すれば、市は伐採を許すのかということでございますが、伐採届には実測図の添付は義務づけられていないため、伐採面積の確認は、申請のあった地番ごとに森林簿をもとに行っております。B地区の実測は、業者が県の指導に従わないため、平成14年10月24日、広島県が測量を行い、その結果、開発面積は1.19ヘクタールであること、さらに、保安林部分も0.2ヘクタール含まれており、合計で1.39ヘクタールであることが判明いたしました。

続いて、土砂が流出して1ヘクタール以上になっていれば中止命令を出すことができるのではないかと思うが、県と協議したのかということでございます。

当初、1ヘクタール以下であった埋め立てが、土砂の流出で範囲が広がり、1ヘクタールを超えた場合、この流出部分は開発区域には含めないというふうに聞いております。

続いて、住民や業者との協議についてですが、市は、9月2日と18日に文書の申し入れ

を行ったが、その回答はどうかといった点、続いて、工事はずさんだが、この業者に、引き続き適切な工事をさせる方策はあるのかという点、それから、住民と業者が工事の安全性を協議し、今後の対策を決定する場を市が設定すべきではないかという点でございます。

本市は、9月2日にD地区の埋立業者へ、18日にはA地区の埋立業者へ、工事を早期に終了すること、工事終了時の埋立現場を「広島市農地造成等指導要綱」の技術基準に準じた造成形状とすることを申し入れました。埋立業者は、本市の指導に対して、部分的な改良には応じることはありますが、この申し入れに対して具体的な返答は受けておりません。この申し入れは、法令等に基づく強制力のある指導ではなく、業者に対して要請する形となるため、徹底していないのが現状でございます。今後、本格的な防災工事の実施を機会あるごとに申し入れていく考えでございます。

伐採面積が1ヘクタールを超えるB地区につきましては、平成15年4月に、県、市の仲介により、地元と業者が直接協議を行いました。状況の改善には至っておりません。その他の3カ所については、市が地元と業者双方の意見を聞き、埋立工事の取り扱いの調整を行いました。意見の食い違いが大きく、協議、調整の場を持たない状況でございます。引き続き、地元と業者の協議の場を持つよう努力をいたします。

続いて、防災対策の中で、災害が発生し、損害が生じた場合の責任は、業者はもちろんだが、伐採届を受理した広島市にも責任はないのか。防災対策に早急に取り組み、人的被害を未然に防止する方策を立てるべきだと考えるがどうかという点でございます。

3カ所の残土埋立工事は、法律的には、山林の所有者と残土埋立業者が行っている埋立工事でございます。それによって、第三者に損害が発生した場合は、埋立工事を行う者が損害を受けた第三者に対して、損害の賠償の責任を負うべきものと考えております。また、埋立工事が進行中であり、防災対策を講ずべき責任者が明らかな現状では、防災対策をその責任者に実施させることが必要であると考えております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 都市計画局長。

◎高東博視 都市計画局長 都市の魅力づくりについての中で、貨物ヤード跡地開発の経済波及効果はどの程度になるのかのお尋ねでございます。

貨物ヤード跡地の開発による波及効果として、民間事業者が380億円を超える建設投資を行う直接的な効果のほか、チーム・エンティアムの提案では、国内に例のない大リーグタイプの野球場機能や多彩な店舗構成による商業機能、大人から子供まで楽しめる娯楽機能等を備えた施設として、国内外からの来街者も含め、年間100万人を超える集客を生み出すとしております。さらに、地元産業の活性化、雇用の拡大を初め、海外から見た投資対象としての広島の魅力向上などの波及効果も期待されます。定量的な経済波及効果は算出しておりませんが、貨物ヤード跡地開発は、このような多様な波及効果を生み出し、中四国地方の中核都市としての拠点性の向上や都市の魅力づくりに資するものと考えており

ます。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 都市整備局長。

◎松井正治 都市整備局長 段原土地区画整理事業の質問についてお答えを申し上げます。

まず、西部の小宅地対策についてでございます。小宅地権利者への負担軽減策はどのような内容か、住民の合意はどこまで進んでいるのか、また、今後のスケジュールはどうなっているのかという御質問でございます。

段原西部地区の小宅地清算金問題の解決策は、市が小宅地対策のために取得した土地を、取得原価で各権利者に売却するという内容であり、ことし1月、土地区画整理審議会の了承を得ました。その後、地元説明会を行い、6月24日から各権利者一人一人に、解決策の詳しい内容及びそれぞれの土地売却費等の説明を行っております。

9月19日現在で、関係権利者728人中573人、約79%の同意を得ており、小宅地清算金問題について、おおむね解決できる見通しがついたのではないかと考えています。解決策に未同意の権利者に引き続き同意を求めながら、今後は、市議会の議決を得て和解手続を行いたいと考えています。この和解後に、市の対策用地の仮換地指定を変更する必要があることから、権利者との土地の売買は平成16年4月以降になります。その後、小宅地に関する現行換地計画の修正及び修正した換地計画の縦覧、続いて換地計画の決定を行うこととなるため、換地処分の公告は平成17年度になると考えております。

次に、西部の一般宅地について、審議会は一般宅地の意見書の多くを採択している、この判断を尊重すべきと考えるが、市はどのように扱って事業を進めるのかという質問でございます。

段原土地区画整理事業の換地計画につきましては、平成10年10月28日から2週間の縦覧を行った結果、256件の意見書が提出をされ、その内訳は、一般宅地に関するものが70件、小宅地に関するものが186件ございました。このうち、小宅地の意見書はすべてが清算金に関するものであり、その解決を図るため、小宅地の意見書の審議を一たん保留しており、現在、一般宅地の意見書についてのみ土地区画整理審議会で審議を行っております。一般宅地の意見書の内容は、徴収清算金を安くしてほしいというものが56件、交付清算金を高くしてほしいというものが4件、その他のものが10件となっており、これまでに27件の意見書審議を終了しております。その審議結果は、採択が15件、不採択が12件でございます。今後は、残り43件の意見書の審議を引き続き進め、すべての意見書の審議を終了した後、審議会からの答申を得て、施行者としての対応を検討したいと考えています。

次に、段原東部地区の区画整理事業の進捗状況と今後のスケジュールについての質問がございました。

段原東部の土地区画整理事業につきましては、本年1月に仮換地の発表を行い、以降、権利者の方から提出されました167件の要望書に対して、事業促進用地との交換など権利

者の方と個別に調整を行ってきました。こうした取り組みのもとに、去る9月18日に、段原東部土地区画整理審議会を開催いたしまして、要望書の調整状況や事業計画の主たる内容でございます地区全体の工区割、工事時期、事業期間等について報告をし、了承を得たところでございます。その内容は、地区全体を13の工区に分けること、工期は平成16年度から平成24年度までとなり、換地処分は平成25年になること、したがって、事業期間は現計画を3年延長して平成25年までになること、これらの事業スケジュール等について、町内会ごとに説明会を開催することという内容でございます。

今後は、平成16年度の工事着手に向けまして、10月中ごろを目標に、第1工区の仮換地指定を行うとともに、本年度中に建物調査が完了できるよう、関係権利者の方々の理解と協力を得ながら、全力で取り組んでまいります。

次に、段原中学校の移転はいつ完了するのかと、急ぐべきと考えるがどうかという質問でございます。

段原東部土地区画整地事業の実施に当たりましては、地区内にある段原中学校の移転先を地区外に求め、その跡地を事業用地として活用する計画でございます。段原中学校の移転先としております広島県警察学校につきましては、広島湾坂地区開発地区内の県有地を移転予定地として、段原東部の土地区画整地事業の事業計画に沿って移転できるよう、現在、広島県警察本部、広島県と協議を行っており、本事業の進捗に支障がないよう取り組んでまいります。

最後に、大橋林道の残土の質問の中で、出島沖の海面埋め立ては、東京残土など他都市の残土を埋めておると。県内で発生した残土を優先して海面埋め立てに使用できるよう、県と協議すべきと考えるがどうかという御質問にお答えを申し上げます。

出島沖の埋立土砂は、環境への配慮と良好な土地造成を行うため、環境アセスメントや埋立免許において、土砂の品質確保ができる公共建設残土、港湾しゅんせつ土及び購入土等に限定されております。現在、埋め立てを行っております出島3工区の具体的な受け入れ計画では、全体埋立量の約半分を首都圏公共残土とし、残りのほとんどを港湾しゅんせつ土で賄い、表層仕上げを購入土等で行う計画と聞いております。

また、首都圏の公共残土を受け入れている理由は、首都圏で発生する公共残土を全国の港湾埋め立てに活用する場合に、護岸整備費の4分の1を国が補助する広域資源活用護岸制度を導入しているためでございます。この制度を利用しますと、国費の導入により建設コストの縮減ができ、本市にとっても護岸整備費に係る負担金の軽減というメリットがございます。

こうした搬入土の制約に加え、出島沖地区におきましては、現在、事業の進捗調整中でございます。処分先が不足している県内の港湾工事によって発生するしゅんせつ土の受け入れを優先し、首都圏残土については、その受け入れ量を調整しながら搬入している状況でございます。

こうしたことから、現時点では、事業者には処分責任のある民間残土の受け入れはもとよ

り、本市の公共残土の受け入れについても困難な状況と聞いております。

以上です。

○浅尾宰正 議長 消防局長。

◎仲田昌二 消防局長 最初に、大橋林道の残土遺棄に係る御質問にお答えをいたします。

大橋林道沿いの建設残土遺棄場所は、土石流の発生するおそれがある溪流の上流に位置し、大雨時には災害を誘発する危険性があると考えております。また、人的被害の未然防止策につきましては、当該投棄場所の至近に設置をされております三田雨量観測局の雨量情報を踏まえながら、区役所と連携のもと警戒巡視活動を実施するとともに、住民へ雨量情報等を提供し、状況によっては警戒や早期避難の呼びかけなどを行っております。さらに、周辺の地域住民に対しては、これまでも土砂災害に関するチラシの配布のほか、地元自主防災会等を通じ、土砂災害危険や災害時の対応等について周知を図っておるところでございます。

今後、区役所、消防署、地元自主防災会等が連携をし、警戒避難に係るマニュアルを作成するとともに、関係部局と連携を深め、防災対策に取り組みたいと考えております。

次に、救急医療に係る質問に順次お答えをいたします。

最初に、今回の事案発生後とっている方策ですが、広島市民病院と協議の結果、本年8月から、救命救急センター内のホットラインを一本化し、心電図伝送装置兼用電話は心電図の伝送以外では使用しないこととし、各救急隊に周知徹底をしております。

次に、患者受け入れ依頼ですが、救急隊は救急救命士を含む3名で活動しており、病院選定は、原則として救急隊長が行い、受け入れの依頼は傷病者の観察結果により、救急隊長または救急救命士が行っております。

今回の事案に関し、県立広島病院への受け入れ依頼については、傷病者の状態が心肺停止状態であり、緊急度、重傷度がともに高く、救命処置に当たった救急救命士が患者の状態を医師に迅速、的確に伝達する必要があったことから、救急隊長が救急救命士に受け入れの依頼を指示したものです。その間も、救急隊長は自動式心マッサージ器による心臓マッサージと並行し、バックマスクによる呼吸管理など適切な処置を継続しており、救急隊長の判断に誤りはないと考えられます。

次に、当直医に何を伝えたかですが、県立広島病院への受け入れ要請は、救急救命士が救急車内から救命救急センターのホットラインで当直医師に患者の意識、呼吸、脈拍等の状態を伝え、受け入れの要請を行ったところ、満床を理由に拒否されました。この受け入れ交渉中に、既に救急車は県立広島病院内に進入していたことから、医師に病院に到着した旨を告げ、救急外来玄関口で応急的な処置を直接要求しましたが、受け入れを拒否されております。

次に、医療機関との定例会議ですが、消防機関と医療機関との定例会議は、三次医療機関等、市内の中核6病院、広島市民病院、県立広島病院、広島大学医学部附属病院、安佐

市民病院，広島赤十字・原爆病院，舟入病院，この6病院と救急に関して連携を図ることを目的に行うもので，その内容は，救急の受け入れ体制に関する事項，救急隊員の患者情報の伝達に関する事項，救急隊員教育に関する事項，救急医療の住民広報に関する事項等について，医療に携わる医師，看護師及び救急救命士のほか事務責任者の出席により協議することとしております。

既に4病院との会議を行い，受け入れ体制等救急隊の連絡要領等について協議をし，救急患者の症状伝達手法の統一化を図るなど改善できるものは実行しております。今後，会議の結果を踏まえ，広島圏域メディカルコントロール協議会等にも提案しながら，より一層，医療機関との連携を密にし，救急患者の受け入れに万全を期してまいりたいと考えております。

次に，救急隊員の研修，検証ですが，救急隊員は，消防学校で必要な資格を取得するための教育を受け，取得後も救急教育センターなどで医学的知識・技術の向上研修を受けております。また，各消防署所における研修では，救急救命士の資格者が定期的に心肺停止傷病者を想定し，技術指導や症例研究会などを行っております。特に，蘇生の基本である心臓マッサージ，マスクホールドを基本とした人工呼吸などについて訓練を行い，救命処置技術の維持・向上に努めております。研修結果は，救急係長，警防司令官などの指導者が処置技術や指揮能力等について確認をし，最終的に署長が総合的な研修を行っております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 病院事業局事務局長。

◎竹本輝男 病院事業局事務局長 救急医療についてお答えを申し上げます。

まず，救急隊からの通報になぜ応答しなかったのかということでございます。

広島市民病院におきましては，救急隊からの連絡を受ける電話は3本ございます。1本は広島市民病院の代表電話で，これは一般的な救急患者の受け入れ用です。残り2本は重篤患者の受け入れ用で，救命救急センターに設置してある，いわゆる救急隊とのホットラインと心電図伝送装置との兼用電話でございます。

今回のケースは，心電図伝送装置兼用電話にかかってきたものでございます。この心電図伝送装置本体の電源は入っていたものの，通話機能に係る電源のコンセントが抜けていたため，救急隊には呼び出し音が聞こえておりましたが，救命救急センター側には呼び出し音が鳴らなかったものでございます。

2点目，コンセントが抜けても構わないという病院の認識なのかということでございますが，医療機器を含めまして，すべての機器の管理は適切に行わなければならないと認識をしております。今後とも，機器の管理には十分な注意を払っていきたいと考えております。

3点目，かかりつけでも緊急時に受診できないのでは，安心して市民病院にかかることができないのではないかとということでございますが，このたびの出来事は，コンセントが

抜けていたという不測の事態から起こったものでございまして、市民病院のかかりつけ患者か否かにかかわらず、救急患者の受け入れについては断らない医療を目指し、極力、患者を受け入れるよう努めております。

次に、平成12年9月以降に議会での答弁を受けて病院内で協議をしたのかということですが、開業医との緊急連絡システムにつきましては、救急部門の医師を中心として検討を行いまして、開業医において三次救急医療機関への転院が必要である場合、119番通報して救急隊の協力を仰ぐのが、現時点では最善の方法であると考えておりますが、引き続き、開業医との緊急連絡システムについて、他病院の例も参考にしながら検討してまいりたいと思います。

病院と消防局は協議をして、ホットラインの番号の確認などをしたのかというお尋ねでございまして、この出来事が起こりまして、直ちに救急隊との円滑な連絡を確保する趣旨から、消防局に対し、今後は、心電図伝送装置兼用電話は、本来の利用法である心電図の伝送以外では極力使用しないよう申し入れ、消防局において各救急隊にこの旨を周知していただきました。さらに、本年8月から、当番の医師が常時携帯をしております携帯電話にホットラインが直接つながるように変更したことを契機に、心電図伝送装置兼用電話は心電図の伝送以外では使用しない旨、文書で周知をしていただきました。

このような出来事が発生しないため、現在とられている方策は何かということですが、まず、心電図伝送装置のコンセントを抜けにくい形状のものに変更いたしました。看護師長が、毎日、当該機器の作動状況について確認をするようにしております。また、救急隊との円滑な連絡を確保するため、当番の医師が常時携帯をしております携帯電話にホットラインが直接つながるようにしております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長

教育長。

◎黒川浩明 教育長

広島市の行政機構の項目の中で、2点についてお答えをいたします。

まず、処分についてであります。

平成13年度以降の教育委員会における懲戒処分の件数につきましては、13年度が7件、14年度が12件、15年度が現在までで2件となっております。事件の内容についてでありますけれども、残念ながら公表基準実施後においても、法令違反、服務規律違反、体罰行為などが発生をいたしております。教育に携わる公務員として、自覚がまだまだ十分とは言えない状況にあると考えております。研修につきましては、処分された教職員のみを対象とした研修は行っておりませんが、教育委員会において、処分の辞令書を本人に交付する際に、公務員としての自覚を喚起し、二度と不祥事を起こさないよう、厳重に注意・指導を行っております。

また、学校における不祥事防止を目的といたしまして、平成14年4月に、不祥事防止マニュアルを作成、配布し、各学校で計画的に研修するとともに、当該職員につきましては、

職場復帰の際に、これをもとに校長等から重ねて指導を徹底しております。特に、体罰の防止につきましては、校長等が行う日々の指導の中でも折に触れて取り組んでおります。

今後とも、こうした取り組みを継続して行うとともに、指導内容の充実を図ることにより、こうした不祥事が再発することのないよう、鋭意指導を徹底してまいりたいと考えております。また、実名の公表につきましては、関係部局等と協議しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、教員の新しい人事管理システムについてであります。

学校教育におきましては、一人一人の教員の資質能力の向上と、学校全体としての教育力を高めていくことが必要であることから、本市教育委員会は、本年4月から目標管理を基本といたしました新たな人事評価制度を導入いたしました。

この制度は、各教員が校長の学校経営目標を踏まえた職務遂行上の1年間の目標を年度当初に設定をし、年度中間期には中間自己評価を、年度末には最終自己評価を行い、校長に申告をいたします。そして、この申告を受け、校長が継続的な面談や授業観察を通して指導、助言を行い、個々の教員の目標達成に向けました意欲や努力を的確に把握し、総括的に評価することにより、教員の資質能力の向上を図ろうといたしているものでございます。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長

14 番。

◆14 番（松坂知恒議員） たくさんお答えいただきましてありがとうございました。

時間がないので、1点だけ指摘して終わりたいと思うんですけども、いろいろな御答弁をいただいたんですが、ここで答弁されたことは、議会の議員に答えただけではなくて、市民に対して約束をされたものと市民は受けとっているわけですけども、周知徹底させるとかですね、研修を行うとか、マニュアルをつくって配布するとかですね、説明会を開くとか、そういうことをたくさん答えられました。実際されているのだろうと、今までもされているのだろうと思いますけれども、これからもしていくという答弁をいただいて、じゃあ、それがですね、どれだけ本当に各全職員に行き渡るのかと、日々の職員の事務がですね、そういう説明とか研修とかマニュアルに沿ってどこまで忠実に実行されているのかというのは、あなた方はどうやって確かめるんですか。我々は、住民の皆さんとか、まあ自分自身が窓口に行ったりしてですね、いろんな職員の対応の話を聞いて、そのとおりになっていないということをいろいろ聞くわけですが、確かめるわけですが。さっきの話だって、契約の事務にしてもですね、コンセントが抜けていたことにしてもですね、今までに議会や委員会でいろいろ指摘して、そういうことはないようにさせるんだという答弁をいただいていますよ、私たちは。だけどころこういうことが起きてるんですよ。どうされるんですか、今後。同じようなことがまた起きると私はきょうの答弁を聞いて思うんですけども、じゃあ、今までとは違ってこういうふうにするから、こういうことはもう起きないんだということを、どうやって我々は確かめればいいのか。ちょっとその点だけお

教えてください。

○浅尾宰正 議長 企画総務局長。

◎三宅吉彦 企画総務局長 できるだけ、我々、市を挙げまして行政事務を進めていく上で、市民の方に御迷惑をおかけしない、すがすがしい仕事をしていかなければならないとふだんから思っております。繰り返し、繰り返しやっても、なおそれがなくならないという御指摘でございますが、それは、大事なことは繰り返し行いますし、完全に向けて毎日努力をしていくという答えしかないと思いますが、もう一度そういうきっかけに心を入れかえて、まじめに取り組んでいくと、こういうことしか申し上げられないと思います。

以上です。

○浅尾宰正 議長 14番。

◆14番（松坂知恒議員） まあ、きょうの話はですね、100緩んでいるから、緩まないようにせえとって、ゼロにいきなりはならんという話ですから、議会や委員会で、私たちもですね、100緩んでるのを緩むなと言え、じゃ次のときからは99緩む、その次の指摘をしたら98緩むというふうに、少しでも前に進んでいくように、我々も厳しく指摘してまいりますので、答弁される側も、極力答弁されたお約束は守って、実行していただくように、全職員に周知徹底を図っていただくことを要望して終わります。

休 憩 宣 告

○浅尾宰正 議長 議会運営委員会が予定されていますので、午前中の一般質問はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時06分開議

出席議員 50名

欠席議員 10名

◆14番（松坂知恒議員） お疲れさまです。最後の質疑ですので、御清聴、よろしく願います。

第106号議案、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について質疑を行います。

西風新都内にある西風新都アカデミックリサーチ・パーク地区は、学術研究拠点として位置づけられ、学術研究施設等の誘致、集積を図るため整備された、面積93.6ヘクタールの地域であります。この学術研究地区は、広島市立大学や専門学校が立地し、多数の学生が勉学にいそしんでいる地区であり、建築物の建築は地区計画の多くの制約があり、本来、老人ホームや病院、診療所は建設できない地区でした。

平成15年9月に、法人格のない個人が、正確に言えば社会福祉法人設立予定者が、この

学術研究地区に老人ホームを新設することを社会局に申請しました。この申請にさかのぼり、都市計画局は、15年2月、この地区に老人ホーム建設を容認することとし、15年7月、都市計画審議会で地区計画の変更が了承され、このたび、条例の改正を議案として提出したところです。

この個人は、1年前の14年9月に、同様の申請を社会局に提出し、地区計画では老人ホームは建てられないとの理由で、14年12月却下されています。この経過は、老人ホームの建設、設置という一個人の要望に、広島市が条例の改正でこたえようという話ですが、特定の個人に便宜を図るという話に聞こえます。

そこで3点お尋ねします。

平成14年12月の時点で認められていなかった地区計画の変更が、なぜこのたび変更するに至ったのか、理由をお聞かせください。

2、申請中の老人ホームが、なぜこの地区の学術研究機能の向上に寄与するのでしょうか。また、寄与するとだれが確認したのでしょうか。広島市立大学や専門学校の先生が確認したのでしょうか、お答えください。

3、この条例改正が承認された後、この個人が実際に老人ホームを着工、完成させるまでのスケジュールはどうなるのでしょうか、お答えください。

以上です。

◆14番（松坂知恒議員） 学術・研究の向上ということが理由になるんだっただけですね、例えば、中国語研究とか中国文化研究のためにですね、マージャン店は開いてもいいとかですね、動体力学の研究ですね、動いているものの力学的な研究をするために、バッティングセンターとかですね、ボーリング場とかいったものもつくっていいことになりますね。市立大学の先生がですね、例えば、こういうマージャン店における中国語研究、中国文化研究についてという論文をですね、出されるとすれば、それは地区計画の変更によってくるわけですか。そういう理屈になりますね。パチンコもできますね。何でもできますね。何でもできるルール変更を今からしますよということをおっしゃるよう聞こえるんですけども。

私が何が言いたいかというと、こういう特定の個人とか特定の業界の人だけにですね、門戸を開くぐらいならですね、広く、地区計画全部を見直して、マージャン店もパチンコ店もバッティングセンターもつくっていいじゃないですか、大学の周りに。学生街に。さっき、市長は、私の答弁で、パリの話をされたけれども、私は行ったことはないけれども、パリのカルチュラタンというところに学生街があって、観光客がたくさん行っている。あるいは、私が行ったところでは、ソウルにですね、シンチョンというところがありまして、大学がたくさんあるんですが、そこは、学生向きの喫茶店とかブティックとかインテリアショップとかですね、いろんな、画廊とか陶芸店とか飲食店とかたくさんあるわけですよ。そこはそこで一つの文化をつくってるわけですよ。中心部の、いわゆる商店街とかアーケード街にはない文化拠点ができていくわけですね。そういうものを、さっきの魅力づくり

のところですね、市民とかNPOの力を借りてまちづくりをやっていくというんだったら、こういう地区計画はない方がいいんじゃないですか。それや本通りとか金座街とか紙屋町や八丁堀で買い物している人がいたとしてもですね、いわゆるアカデミックリサーチ・パークに行くと非常にユニークなものがあるんだということになれば、アストラムラインに乗ってどんどん観光客がそこへ押し寄せるんじゃないですか。そういう構想を目指しているのがビクターズ・インダストリー戦略じゃないんですか。

やっぱりね、そういういろんな制限を撤廃して、やはり多様なまちづくりをするとか、土地利用についても進んでいないのであれば、やはり広く土地利用を促進するというアイデアが必要なんですよ、今までどおりやってきたのではうまくいかないというのが現実なんですから。こういうこそくなことをせずにはですね、もっと広くアイデアを求めて、土地利用であるとか、地区計画についても抜本的に見直されてはいかがかと思いますが、お答えを求めます。